

ハイライト:

- ・月次支援金制度について説明します。
- ・金融機関等との借入契約書での印紙が非課税となる場合があります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

月次支援金制度 1

消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について～新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向け～ 2

ワクチン接種は始まったものの、まだ対象年齢が拡大されるには時間がかかりそうです。各種の変異株の報道もあり、引き続き感染には十分気をつけてお過ごしください。第86号では、2021年4月以降に実施される月次支援金制度を中心に取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

月次支援金制度

2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に月次支援金が給付されます。

給付対象

緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること

以上2つを満たせば業種・地域を問わず給付対象となり得ます。

給付額

中小法人等: 上限20万円/月 個人事業者等: 上限10万円/月

(2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上) が給付額となります。

基準月とは2019年又は2020年における対象月と同じ月です。

2021年の対象月とは、緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、左記の影響を受け2019年又は2020年の同月比で売上が50%以上減少した2021年の月を指します。

給付対象にならない場合

- ・地方公共団体による「協力金」の支給対象となっている場合
- ・売上計上基準や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合
- ・対象措置とは関係なく単に営業日数が少ないことで売上が50%以上減少している場合 など

給付対象の具体例

< 出典：経済産業省 月次支援金制度パンフレット >

給付対象の具体例

対象措置実施都道府県のお客様に、
商品・サービスを提供する
全国の事業者

左記事業者と取引がある
全国の事業者

(他者を經由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む)

1 日常的に訪れるお店
アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など

6 経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者

2 教育関連の事業者
学習塾、スポーツの習い事など

7 システム開発などのITサービスを提供する事業者

3 医療・福祉関連の事業者
病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など

8 映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者

4 文化・娯楽関連の事業者
スポーツ施設、劇場、博物館など

9 飲料や食料品の卸売を行っている事業者

5 旅行関連の事業者
ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど

10 農業や漁業を営んでいる事業者

申請期間

4月分・5月分 2021年6月中下旬 ~ 8月中下旬

6月分 2021年7月1日 ~ 8月31日

オンラインでの申請となっています。詳細は以下でご確認ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html



ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<https://my-naka.com/>

消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置について ~ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者向け ~

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により、経営に影響を受けた事業者が公的貸付機関等又は金融機関と、他の金銭の貸付けの条件に比べ特別に有利な条件で行う金銭消費貸借契約で交わす契約書のうち令和4年3月31日までに作成されるものについては、印紙税が非課税となります。

上記に該当するにもかかわらず印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を税務署に提出し、確認を受けることにより還付を受けることが可能です。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15・ウイン青山
1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4
細田屋ビル3F

電話 048-816-6180

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp